

令和5

(例)令和4年分の内容を申告→令和5年度

【例3】住民税で配当所得の申告不要と上場株式等の譲渡損失を申告する場合（A証券会社の配当を申告不要、B証券会社の譲渡損失を申告する場合）

同一口座内において配当所得と譲渡所得が損益通算されている場合は、配当所得のみを申告不要とすることはできません。

1月1日現在の住所	葛飾区 立石 5-13-1	電話番号	090-1111-1111
現住所	1月1日と同じ方は記入不要	個人番号	123456789012
フリガナ	カツシカ タロウ	生年月日	明・大昭平・令 60年 1月 1日
氏名	葛飾 太郎		

電話番号は、不備等あった場合に内容を確認させていただくために使用しますので、屋間連絡のつきやすい番号をご記入ください。

特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得（上場株式等の配当所得・譲渡所得等のうち住民税が特別徴収される特定口座を利用しているもの）については、所得税とは異なる課税方式により個人住民税を課税することができます。

裏面の注意事項 以下の書類を添付してください。下、「申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税」を選択してください。

【必要な添付書類】

該当する年分の確定申告書(控)の写し及び特定口座年間取引報告書等の写し

※ 特定年間取引報告書等を税務署に提出済で手元にない場合は以下に☑をつけてください。

特定口座年間取引報告書等は、確定申告のため税務署に提出済

1 令和4年分の確定申告をした(する)上場株式等の配当所得・譲渡所得等

確定申告した(する)内容についてご記入ください。

確定申告した(する)上場株式等の所得		株	譲渡所得割額控除額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	500,000円	25,000円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		- 1,000,000円	円

2 所得税で申告した(する)上場株式等の譲渡所得の課税方法について、住民税では次のとおり選択します

「住民税においては、以下の内訳のとおり申告します」に☑します。

- すべて申告不要(申告しないこと)を選択します。
- 住民税においては、以下の内訳のとおり申告します。

	住民税の課税方式	所得額	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額
上場株式等の配当所得等	申告不要	500,000円	25,000円
	総合課税	円	円
	申告分離課税	円	円
上場株式等の譲渡所得	申告不要	円	円
	申告分離課税	- 1,000,000円	円

3 上場株式等に係る譲渡損失の金額(繰越控除額)について

申告不要とした所得等があり、所得税と住民税とで繰越控除額が異なる場合は、住民税で繰越す額を記入してください。

過去に住民税で申告不要を選択した等、所得税と住民税で繰り越される損失額が異なる場合に、住民税で繰り越す額を記入してください。

住民税の繰越損失額等を記入してください。

譲渡損失の生じた年(年度)	前年度分から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	金額	本年度分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
令和元年度(令和2年度)	30,000円	円	前年の3年前の譲渡損失の金額を翌年度以後に繰り越すことはできません。
令和2年度(令和3年度)	300,000円	円	(ア)
		円	300,000円
令和3年度(令和4年度)	400,000円	円	(イ)
		円	400,000円
本年度の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額			(ウ) 1,000,000円